省　令

○厚生労働省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第三項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の四第一項第二号ロ(1)中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

（国民年金基金規則の一部改正）

第二条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「同法第三十条の五第一項」を「同条」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第十九条の二第二項の項の次に次のように加える。

第二十四条	第三十条の七第三項	第三十条の九
	本人確認情報	機構保存本人確認情報
	同法第三十条の五第一項	同条

第四十八条第一項の表第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハの項の次に次のように加える。

第七十四条第一項において準用する第二十四条	第三十条の七第三項	第三十条の九
	本人確認情報	機構保存本人確認情報
	同法第三十条の五第一項	同条

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第七十八条の四第一項第二号ロ(1)の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、同法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。